

過労死防止学会 第5回大会(龍谷大学深草C 2019年5月26日)

第6分科会 コンビニ分野

司会：北健一（ジャーナリスト）

「24時間社会と『夜休む権利』 コンビニを中心に」

●おおよその出席人数 約40人

●報告者氏名とタイトル

松本実敏（セブンイレブン東大阪南上小阪店オーナー） 「24時間営業中止に踏み切った経験から」

高橋義隆（コンビニ加盟店ユニオン副執行委員長） 「過労で倒れた父からコンビニをひきついで」

飯塚盛康（社会保険労務士） 「セブン共済の分析から浮かぶコンビニオーナーの在職死亡」

姫井由美子（元参議院議員・司法書士） 「フランチャイズ規制をめぐる国会質疑から」

佐々木司（(公財)大原記念労働科学研究所上席主任研究員） 「睡眠研究から考える『夜休む』ことの意味」

●ごく簡単な内容紹介

本分科会は、コンビニの24時間営業強要が社会問題化するなか、労働「時間」規制だけでなく夜休む権利と労働「時刻」規制アジェンダセッティングすることをめざし企画された。

松本さんは、このままでは過労で倒れると思い深夜閉店に踏み切ったところ、全国から励ましや情報提供が寄せられたと語った。高橋さんはコンビニ開業7ヵ月で父が脳溢血で斃れ（享年42歳）、自分はその仕事を継いだ。働き方改革から取り残され夜休む権利も得られないとコンビニは消滅しかねないと訴えた。飯塚さんはセブンイレブンのオーナーらが加入するセブン共済会の支給実績の資料をもとに、オーナーの在職死や就業不能が顕著に高いと指摘。これは「雇用によらない働き方」の行く末では、と警鐘を鳴らした。姫井さんは国会議員時代の論戦を紹介しつつフランチャイズ法制定の必要性を説き、今は「10年ぶりの大きなチャンス」だと述べた。佐々木さんは、人が眠くなる機序から夜勤リスクまでを解説、「今こそ『夜休む』ことの意味を考え、働き方改革に位置づけるべき」と結論づけた。

●参加者の主な質問ないし討論された主な論点

報告を受けての質疑、討論では、コンビニオーナー、産業医、弁護士、社会保険労務士、新聞記者、労働組合関係者、損保代理店などが次々発言された。参加したオーナーの一人が「インフルエンザが流行ってシフトが埋めきれず、36時間くらい店に出続け、店で倒れた」と明かすなど、多くの加盟店において過労死ラインを優に超える長時間過重労働が常態化シテイル実態が、オーナー以外の参加者には衝撃的に受け止められた。仙台錦町診療所産業医学センターの広瀬俊雄氏は「この課題を国民的課題として討議していただけないか」と述べ、過労死弁護団全国連絡会議の玉木一成事務局長は、コンビニではオーナーの労務提供があり、本部はオーナーに対し安全配慮義務を負うのではないかと問題提起した。

経済産業省による検討会や公正取引委員会による調査など、コンビニ問題は大きく動き始めた。本分科会でも姫井さんや高橋さん、愛知大学の木村義和教授が述べたように当面の課題はフランチャイズ（規制）法の制定だが、コンビニ問題対策のなかでは、経済法的（経済政策的）規制だけでなく、「本部の安全配慮義務とオーナーの過労死防止」、24時間営業の見直しと「夜休む権利」という視点も必要ではないか、という問題意識が深められた。実態は深刻であり、就業実態と過労死の調査は急務だろう。

なお報告と討論の概要は『労働法律旬報』1940号に特集として掲載された。